

宇部市バリアフリー化改修助成金について

(受付日：令和3年6月12日)

Q 宇部市バリアフリー化改修助成金の対象業種に、鍼灸院が入っていないのはなぜか。鍼灸院も対象業種に加えてほしい。

A 宇部市バリアフリー化改修助成金は、建築物の利用上の利便性と安全性の向上を図り、障害の有無、年齢などにかかわらず様々な人々の自立と社会参加を促進することを目的とし、バリアフリー化の改修工事について費用の一部を助成しています。

助成の対象施設は、不特定多数が利用する山口県福祉のまちづくり条例に定められた公共的施設のうち、面積が2,000㎡未満で、業種は旅館業、飲食業、サービス業、理美容業としています。

ご要望のありました鍼灸院につきましては、建築基準法上、診療所に分類されるものであり、同条例では、新築時などにおけるバリアフリー基準の適合について、面積要件なくすべての規模において義務として課されているため、現状では、本市の助成制度の対象としておりません。

しかしながら、本市では、障害のある方の社会参加の促進に向け、民間施設のバリアフリー化を進めることが重要と考えており、このたび、宮本様から頂いたご意見をはじめ、様々なご意見やバリアフリーに関する実態把握に努めたうえで、面積や業種などの諸要件について、必要に応じて本制度の見直しを行っていきたいと考えています。

今後も、障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくりに向け、取り組みを進めてまいります。

健康福祉部 障害福祉課